

亀山市の 公共下水道



歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま

は じ め に

豊かで美しい自然、健康で快適な生活、それは私たちの変わらない願いです。

しかし、近年の都市化や生活水準の向上により、大量の汚れた水が川や海を汚染し、私たちの生活環境が悪くなりつつあります。「下水道」は、このような汚れた水を新しく生まれ変わらせ、美しい自然やだれもが安心して暮らせる生活環境をつくりあげる大切な施設です。

私たちが住んでいる大切な「かめやま」、この豊かな自然と美しい町を次代を担う子供たちに引き継いでいくためにも、一日も早い下水道の整備が必要なことはいうまでもありません。

市民の皆様には下水道整備へのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

もくじ

1	下水道の役割	1
2	下水道のしくみ	2
3	下水道の利用開始までの流れ	3
4	下水道工事について	4
5	水洗便所等改造資金 融資あっせん・助成制度	6
6	受益者負担金	7
7	下水道使用料	12
8	下水道の正しい使い方	14
9	よくある質問	15

1 下水道の役割

美しい自然

川や海の水がきれいになります

家庭などから出る汚れた水は、下水道管で処理場に集められ、きれいな水にしてから川や海に流されますので、川や海などの水質をきれいに保つことができます。



きれいなまち

清潔で住みよい環境のまちになります

汚れた溝や水たまりがなくなり、まちが美しく清潔になります。
また、ハエや蚊の発生を防ぎますので、これらの原因による病気の心配もなくなります。



快適な生活

さわやかな水洗トイレが使えます

清潔で快適な水洗トイレが使えるようになります。
悪臭もなくなり、快適な生活ができます。



美しい鈴鹿川も、公共下水道によって守られています。



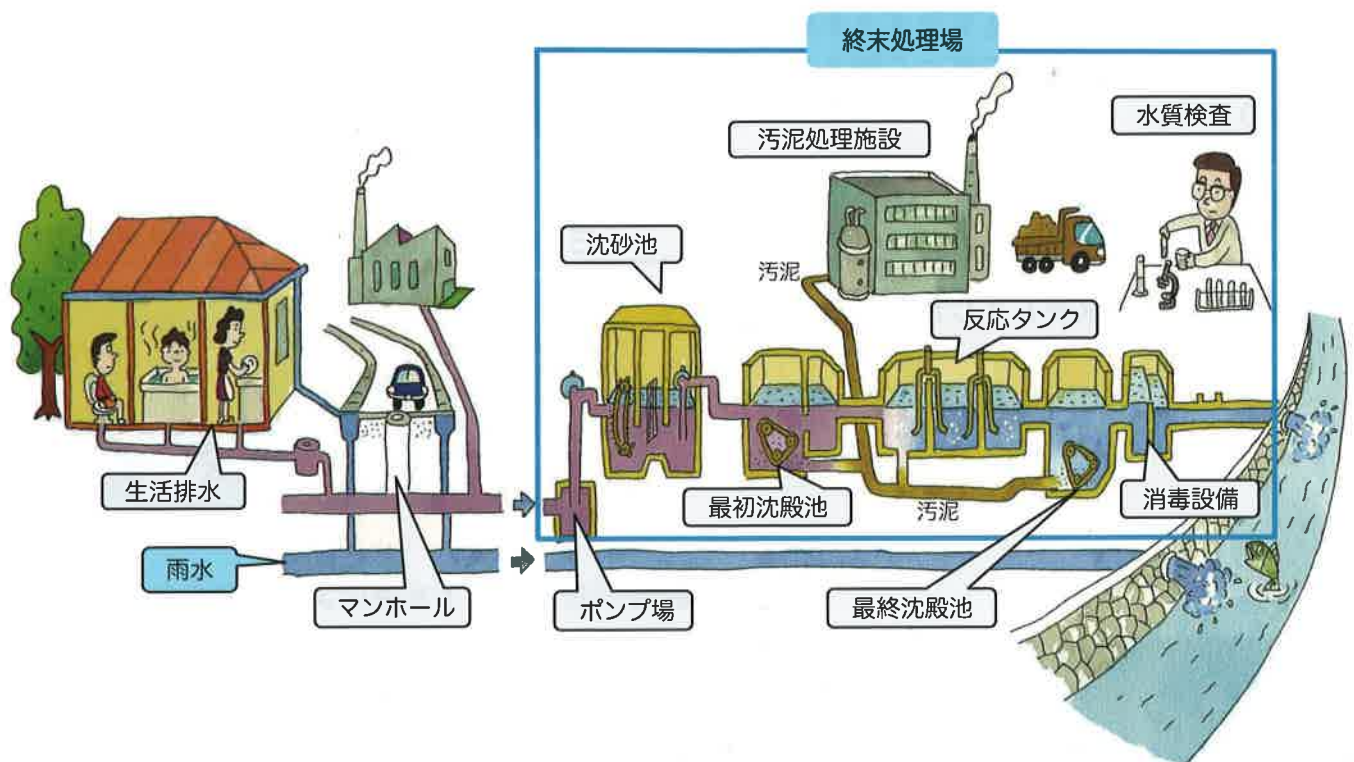
2 下水道のしくみ

私たちが出す生活排水（台所、風呂、洗濯、水洗トイレなどの排水）や工場排水などは、どのようにしてきれいな水となって川や海にもどされるのでしょうか。

汚水は家庭などの排水設備から道路に埋設された污水管に流れ込み、終末処理場に運ばれます。

この処理場できれいな水に生まれ変わり、川や海に放流されます。

汚れた水はこうしてきれいになります



下水道処理には「分流式」と「合流式」があります

分流式 ——— 汚水と雨水を別々の管で運びます

合流式 ——— 汚水と雨水を同じ管で運びます

亀山市は、「**分流式**」を採用しています。
雨水は絶対に污水管に流さないようにしましょう。

3 下水道の利用開始までの流れ

①工事説明会への参加

- ・新たに下水道を整備する区域内の皆様を対象に説明会を開催します。



②公共ます設置申請書の提出

- ・污水管布設工事にあわせて、ご家庭の敷地内に取付管(※1)及び公共ます(※2)を設置します。
- ・公共ます設置申請書の提出が必要です。
- (※1) 公共ますと污水管をつなぐ管です。
- (※2) 取付管と宅内の排水設備をつなぐ「ます」です。



③污水管布設工事・公共ます設置

- ・市が施工します。

④供用開始（使用可能として告示した日）

⑤受益者負担金 （申告/決定/納付）

期別納付又は一括納付

- ・下水道が供用開始された区域に土地を所有している方に、下水道事業受益者負担金を納めていただきます。（詳しくは7ページ）

⑥排水設備工事

- ・污水管と宅内排水設備の接続工事です。
- ・**使用者**が指定工事店に依頼してください。
- ・下水道工事が完了し、供用が開始された日から**1年以内**に宅内の排水設備を下水道に接続しなければなりません。（詳しくは4ページ）

※汲み取り式便所から水洗便所への改造

- ・下水道の供用が開始された日から**3年以内**に水洗便所に改造しなければなりません。

- ・排水設備工事（水洗便所への改造も含む）を行う場合は、融資あつせん及び各種助成が受けられます。（詳しくは6ページ）

⑦排水設備工事の完了

- ・市が排水設備工事の完了検査を行います。

⑧使用料納付

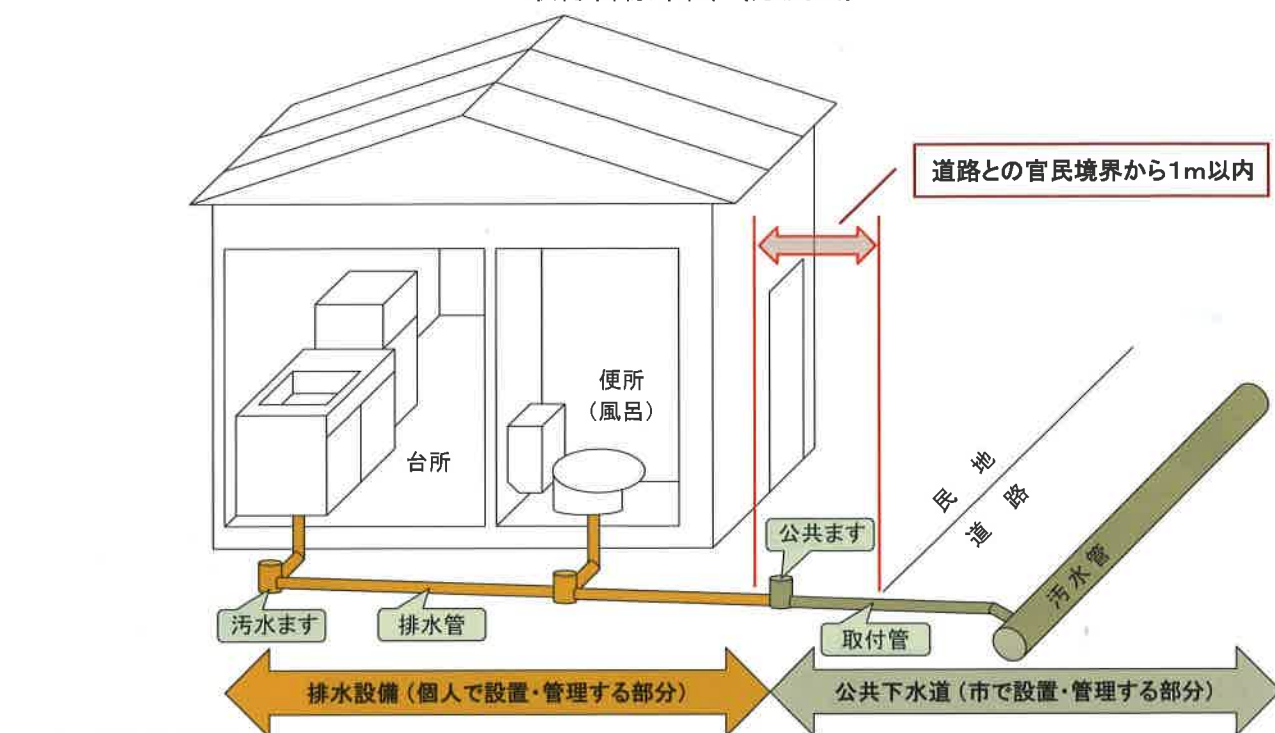
- ・下水道を利用されますと使用水量に応じて使用料がかかります。（詳しくは12ページ）



※供用開始後に公共ますを設置する場合は、**自己負担**となります。

4 下水道工事について

取付管標準図（分流式）



《市が行う工事》

污水管布設工事

污水管とは、家庭などから出された汚水を終末処理場まで導く管で、道路内に布設します。

公共ます

公共ますとは、污水管本管に接続する取付管と宅内の排水設備を接続する「ます」です。道路との官民境界から1メートル以内の場所に原則として一宅地に1個設置します。希望する設置位置を「公共ます設置申請書」に記入し、市へ提出してください。污水管布設工事とあわせて施工します。

《使用者で行っていただく工事》

排水設備工事

排水設備は使用者負担で設置していただき、維持管理も各自で行っていただきます。排水設備工事は、必ず市が指定した「下水道排水設備指定工事店（以下、指定工事店）」に依頼してください。

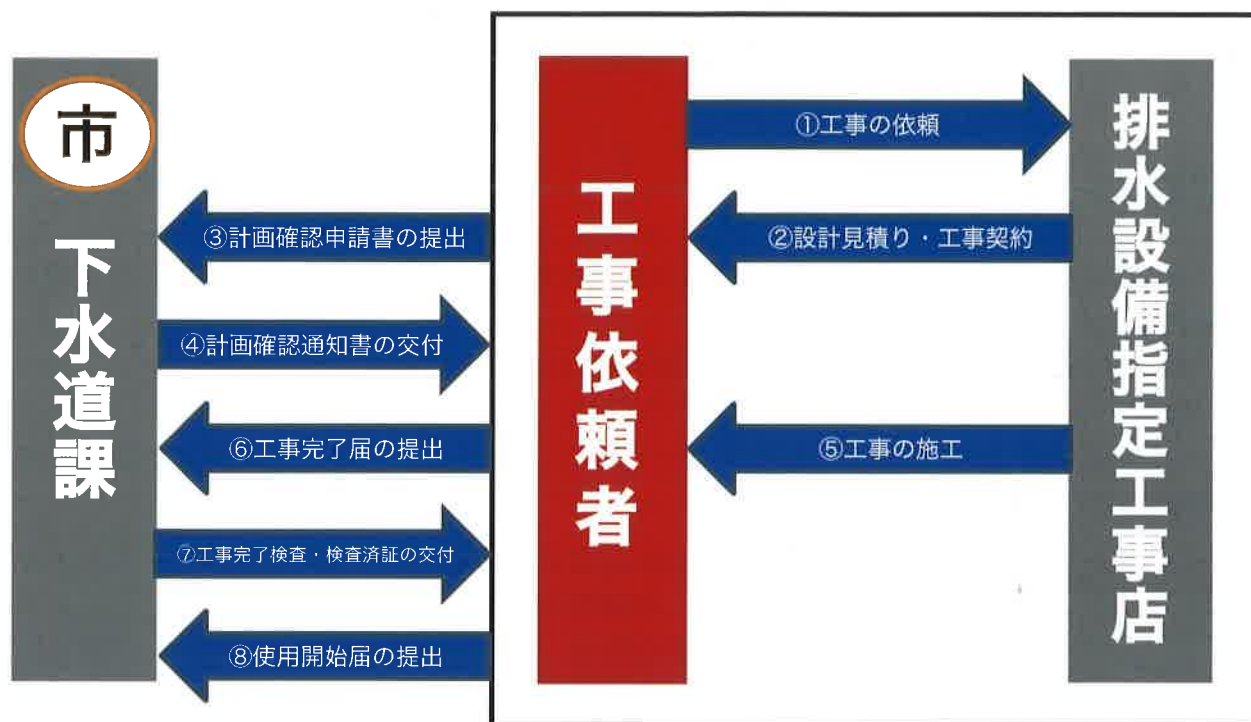
排水設備工事が不完全だと、排水設備が詰まったり、悪臭が発生する原因となります。このため、市では排水基準に合った設備を適切に施工するために必要な技術と知識を習得している排水設備工事店を指定しています。

建物や敷地の状況、工事の規模などによって工事費は異なりますので、指定工事店とよくご相談ください。

排水設備工事は指定工事店でないとできません。



排水設備工事の手続きの流れ



除害施設について

下水道を使用する工場や事業所などから排除される汚水の中には、汚水管を痛め、処理施設の機能を低下させる恐れのある物質が含まれていることがあります。排除しようとする汚水が亀山市公共下水道条例その他関係法令に定められた排水基準を超えるものである場合は、除害施設（有害物質を取り除く施設）を設置し、排水基準を満たすよう処理してから排除しなければなりません。例えば飲食店の場合には、汚水から油を取り除くためのグリーストラップを設置し、適切な維持管理をしなければなりません。

排水設備は1年以内、水洗便所への改造は3年以内に

排水設備の設置は、公共下水道の供用が開始された日から1年以内に、汲み取り式便所から水洗便所への改造は3年以内に行わなければなりません。

市が汚水管を布設しただけでは水はきれいになりません。家庭から公共下水道に接続していただくことで汚水の処理が始まります。

公共下水道への早期接続をお願いします。



5 水洗便所等改造資金 融資あっせん・助成制度

亀山市では、より多くの方に下水道を利用していただくため、次のような制度を設けています。



融資あっせん制度

次の条件に該当する方は、排水設備の設置や水洗便所等改造工事にかかる工事費の融資あっせんを受けられます。

希望される方は、下水道課に必要書類を提出してください。

融資あっせんは、1戸につき2件まで受けることができます。

金融機関から融資の決定の通知を受けた方は、その日から2ヶ月以内に改造工事を完成させてください。

あっせん条件

- ①処理区域内の住宅の所有者又は所有者の同意を得た方
- ②市内に住んでおり、償還能力のある方
- ③市税、下水道受益者負担金、下水道使用料等を滞納していない方
- ④下水道の供用開始の告示のあった日から3年以内に工事を行う方

あっせん内容

- | | |
|---------|-----------------------|
| あっせん機関 | ／ 市内の金融機関（ただし郵便局を除く） |
| 融 資 額 | ／ 70万円を限度とし、市長が認める額 |
| 利 率 | ／ 市と金融機関の契約による利率 |
| 償 還 方 法 | ／ 5年（60ヵ月）以内、毎月元利均等償還 |

利子助成制度

前記の制度による融資を受けられた方に対し、融資額にかかる利子金額に相当する額を助成します。

ただし、延滞利子については個人負担となります。

その他助成制度

◆市が認める一定の収入基準に満たない世帯

融資あっせん制度とは別に5万円を限度とする助成が申請により受けられます。

◆生活保護世帯

市が認める範囲内の工事費に相当する額の助成が申請により受けられます。

6 受益者負担金

下水道が整備されると、その地域の生活環境は改善され、衛生的で快適なものになります。

しかし、下水道の建設には多額の資金が必要なうえ、道路や公園のように不特定多数の人が利用できる公共施設とは違い、整備することによって利用できる地域住民の方々が限られています。このため、下水道の建設費を税金だけでまかなおうとすると、下水道が整備されない区域の方々にまで負担をかけることになり、公平を損なうことになってしまいます。

そこで下水道の建設費の一部を下水道整備によって利益を受ける住民の方々(受益者)に負担していただくのが受益者負担金制度です。

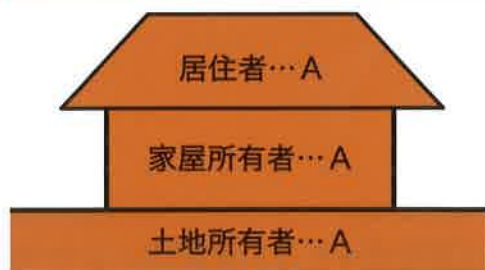
納めていただく人は

下水道が整備された区域に土地を所有している方が原則的に受益者となり負担金を納めていただきます。

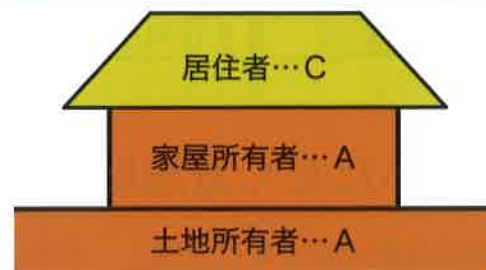
ただし、土地を借りている方などは所有者との協議が成立すれば受益者となります。

例

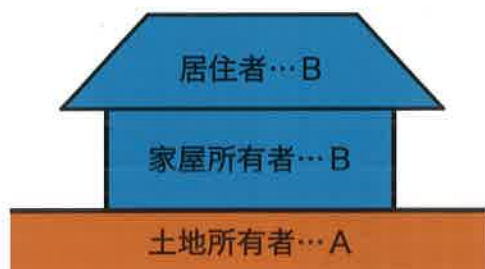
受益者はA



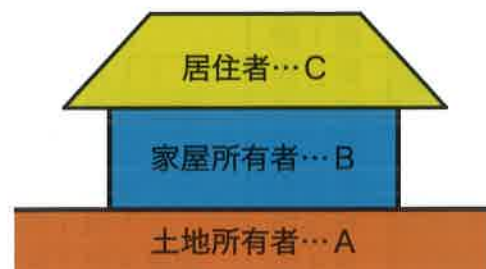
受益者はA



受益者はA又はB



受益者はA又はB



受益者負担金の算定方法について

亀山市では単位負担金額を土地の面積に乗じた地積割方式を採用しています。
また、関町の一部では定額方式を採用しています。（対象地域は11ページに図示）

地積割方式

負担金の対象は

下水道が整備された区域内のすべての土地（宅地、田、畑、雑種地など）が対象となります。

負担金の額は

負担金は下水道が整備された区域をいくつかの負担区に分け、次の算式により算定します。

受益者負担金額（円）＝単位負担金額（円/㎡）×土地面積（㎡）

■単位負担金額（1㎡当たりの負担金額）

第1負担区	520円/㎡
第2負担区	520円/㎡
第3負担区	520円/㎡
第4負担区	520円/㎡
第5負担区	520円/㎡
第6負担区	520円/㎡
第7負担区	520円/㎡
第8負担区	520円/㎡

例 第1負担区内に200㎡（約60坪）の土地をお持ちの方

$520\text{円/㎡} \times 200\text{㎡} = 104,000\text{円}$
（10円未満切捨て）

納めていただく方法は

受益者負担金は5年に分割し、市が送付する納入通知書または口座振替により19回（初年度は3期、2年目以降は4期）で納付していただきます。また、負担金を一括納付された場合は報奨金を交付します。

年 度	期 別	納 期
初 年 度	第1期	9月1日から 9月30日まで
	第2期	11月1日から11月30日まで
	第3期	翌年3月1日から 3月31日まで
2年目以降	第1期	5月1日から 5月31日まで
	第2期	9月1日から 9月30日まで
	第3期	11月1日から11月30日まで
	第4期	翌年3月1日から 3月31日まで

一括納付とは…
負担金を初年度の第1期に5年分全額を一括して納付、もしくは各年度の第1期にその年度の納付金を一括して納付することをいいます。

一括納付報奨金について

受益者負担金を一括で納めていただいた方には、報奨金を交付しています。

全額を一括納付した場合	納期前に納付した負担金の 8.1%
1年分を一括納付した場合	納期前に納付した負担金の 1.7%

例 受益者負担金が104,000円の場合の納付方法と金額

●5年間19回で分割納付の場合

(単位: 円)

納期	初年度	2年目	...	5年目
第1期	6,800	5,400	...	5,400
第2期	5,400	5,400	...	5,400
第3期	5,400	5,400	...	5,400
第4期	—	5,400	...	5,400
合計	17,600	21,600	...	21,600

合計納付額

104,000 円

●全期一括納付の場合 (5年分全額を初年度の最初の納期に納付)

(単位: 円)

納期	初年度	2年目	...	5年目
第1期	96,200	—	...	—
第2期	—	—	...	—
第3期	—	—	...	—
第4期	—	—	...	—
合計	96,200	0	...	0

合計納付額

96,200 円

【計算方法】

報奨金: $(104,000\text{円} - \text{第1期分}6,800\text{円}) \times 8.1\% = 7,800\text{円}$ (100円未満切捨)

納付額: $104,000\text{円} - 7,800\text{円} = 96,200\text{円}$

●年度一括納付の場合 (1年分をその年度の最初の納期に納付)

(単位: 円)

納期	初年度	2年目	...	5年目
第1期	17,500	21,400	...	21,400
第2期	—	—	...	—
第3期	—	—	...	—
第4期	—	—	...	—
合計	17,500	21,400	...	21,400

合計納付額

103,100 円

【計算方法】

◎初年度 報奨金: $(17,600\text{円} - \text{第1期分}6,800\text{円}) \times 1.7\% = 100\text{円}$ (100円未満切捨)

納付額: $17,600\text{円} - 100\text{円} = 17,500\text{円}$

◎2年目以降 報奨金: $(21,600\text{円} - \text{第1期分}5,400\text{円}) \times 1.7\% = 200\text{円}$ (100円未満切捨)

納付額: $21,600\text{円} - 200\text{円} = 21,400\text{円}$

負担金の徴収猶予について

所有する土地が農地等で汚水が発生する恐れがない場合や、災害その他の理由で受益者負担金の納付が困難な場合は受益者負担金の徴収猶予を受けることができます。

徴収猶予を受ける場合は、所定の申請書により申請してください。

■負担金徴収猶予基準

猶 予 対 象	猶 予 期 間	猶 予 額
係争地	受益者確定の日までの期間	全 額
田畑、山林、原野、池沼その他これらに準ずる土地（宅地と認められるものを除く）※	宅地として使用するまで、又は使用できる状態にあると認められるまでの期間	全 額
災害、疾病及び事故により負担金を納付することが困難と認めたとき	3年以内で市長が認める期間	全 額
生活保護法による生活扶助を受けている受益者が所有し、又は地上権等を有する土地	生活扶助を受けている期間	全 額

その他市長が必要と認めたときはこの限りではありません。

※但し、田畑、山林等であっても公共ますが設置されている土地は徴収猶予の対象となりません。

※徴収猶予した土地の公共ます設置工事は**自己負担**となります。

負担金の減免について

国又は地方公共団体が公用に供している土地は減免の対象となります。

また、下表のような土地の場合も減免を受けることができます。

減免を受ける場合は、所定の申請書により申請してください。

■負担金免除基準

減 免 対 象	減免率
幼稚園・各種学校等	75%
老人ホーム等	75%
墓地	100%
境内地	50%
自治会等が所有する集会所用地、公園等	100%
公道に準ずる市道及び水路（公共性のあるものに限る）	100%

その他市長が認めたときはこの限りではありません。

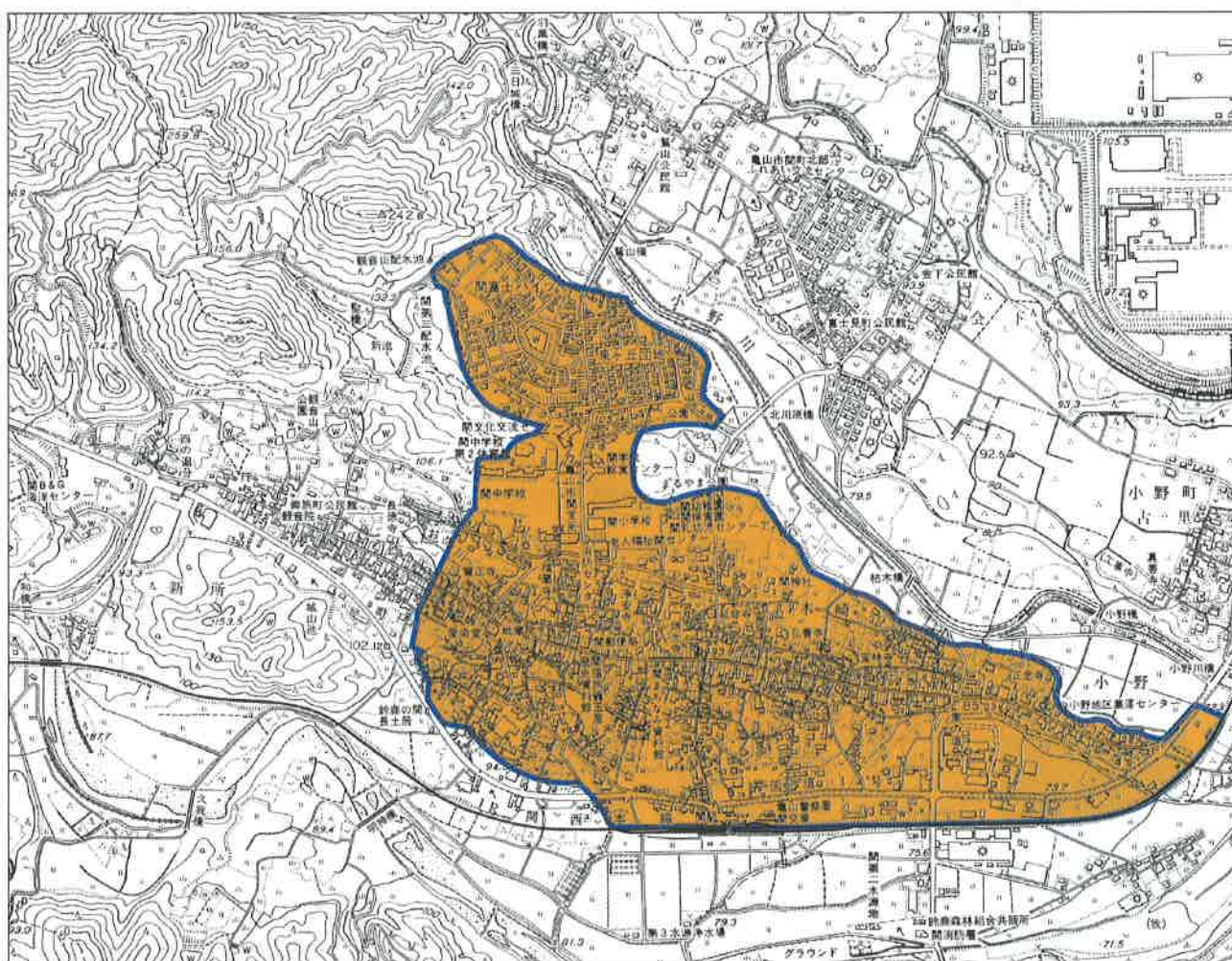
定額方式（旧関町区域で平成13年5月末までに事業認可を受けた区域）

負担金の額は

定額方式が採用されている区域の受益者負担金は、一律1世帯（1事業所）当たり26万円となります。

$$\text{受益者負担金額[円]} = \text{一律 } 260,000\text{円}$$

定額方式の区域図



7 下水道使用料

排水設備工事が完了し下水道の利用を開始されましたら、流された汚水の量（使用水量）に応じて下水道使用料を納めていただくことになります。

使用水量の決め方について

下水道の使用水量は、原則的には水道使用量と同じとみなしますが、井戸水を使用されている場合は次のように決めています。

使用形態	井戸水用メーター設置の有無	使用水量の算出方法
水道水のみ使用の場合	—	水道水の使用水量
井戸水のみ使用の場合	メーター有	メーターの使用水量
	メーター無	$8(\text{m}^3/\text{1人}) \times \text{世帯人数}$
水道水と井戸水を併用されている場合	メーター有	水道水とメーターの使用水量の合計
	メーター無	水道水の使用量 + $4(\text{m}^3/\text{1人}) \times \text{世帯人数}$

使用料の算定について

公共下水道使用料金の算定には従量累進制を採用しています。月々の使用料金は基本使用料金と従量使用料金を合計した額になります。

	使用水量	使用料金
基本使用料金	10 m^3 まで	990円
従量使用料金 (1 m^3 当たり)	10 m^3 を超え 20 m^3 まで	148円
	20 m^3 を超え 30 m^3 まで	165円
	30 m^3 を超え 50 m^3 まで	187円
	50 m^3 を超え100 m^3 まで	214円
	100 m^3 を超え500 m^3 まで	247円
	500 m^3 を超えるもの	280円

例 使用水量26 m^3 の場合

基本使用料金として
 0 m^3 ～10 m^3 990円

従量使用料金として
 10 m^3 ～20 m^3 148円× 10 m^3 ＝ 1,480円
 20 m^3 ～26 m^3 165円× 6 m^3 ＝ 990円

合計 3,460円

下水道使用料金は **3,460円**
 (10円未満切捨)

水道料金・下水道使用料金早見表 (1ヵ月当たり：消費税10%含む)

【口径13ミリ】

(単位：m³、円)

水道使用量(m ³)	水道料金(円)	下水道使用料金(円)	合計(円)
5m ³ 以下	726	990	1,716
6	826	990	1,816
7	926	990	1,916
8	1,026	990	2,016
9	1,126	990	2,116
10	1,226	990	2,216
11	1,339	1,130	2,469
12	1,452	1,280	2,732
13	1,565	1,430	2,995
14	1,678	1,580	3,258
15	1,791	1,730	3,521
16	1,904	1,870	3,774
17	2,017	2,020	4,037
18	2,130	2,170	4,300
19	2,243	2,320	4,563
20	2,356	2,470	4,826
21	2,472	2,630	5,102
22	2,588	2,800	5,388
23	2,704	2,960	5,664
24	2,820	3,130	5,950
25	2,936	3,290	6,226
26	3,052	3,460	6,512
27	3,168	3,620	6,788
28	3,284	3,790	7,074
29	3,400	3,950	7,350
30	3,516	4,120	7,636
31	3,634	4,300	7,934
32	3,752	4,490	8,242
33	3,870	4,680	8,550
34	3,988	4,860	8,848
35	4,106	5,050	9,156
36	4,224	5,240	9,464
37	4,342	5,420	9,762
38	4,460	5,610	10,070
39	4,578	5,800	10,378
40	4,696	5,990	10,686
50	5,876	7,860	13,736

【口径20ミリ】

(単位：m³、円)

水道使用量(m ³)	水道料金(円)	下水道使用料金(円)	合計(円)
5m ³ 以下	968	990	1,958
6	1,068	990	2,058
7	1,168	990	2,158
8	1,268	990	2,258
9	1,368	990	2,358
10	1,468	990	2,458
11	1,581	1,130	2,711
12	1,694	1,280	2,974
13	1,807	1,430	3,237
14	1,920	1,580	3,500
15	2,033	1,730	3,763
16	2,146	1,870	4,016
17	2,259	2,020	4,279
18	2,372	2,170	4,542
19	2,485	2,320	4,805
20	2,598	2,470	5,068
21	2,714	2,630	5,344
22	2,830	2,800	5,630
23	2,946	2,960	5,906
24	3,062	3,130	6,192
25	3,178	3,290	6,468
26	3,294	3,460	6,754
27	3,410	3,620	7,030
28	3,526	3,790	7,316
29	3,642	3,950	7,592
30	3,758	4,120	7,878
31	3,876	4,300	8,176
32	3,994	4,490	8,484
33	4,112	4,680	8,792
34	4,230	4,860	9,090
35	4,348	5,050	9,398
36	4,466	5,240	9,706
37	4,584	5,420	10,004
38	4,702	5,610	10,312
39	4,820	5,800	10,620
40	4,938	5,990	10,928
50	6,118	7,860	13,978

(注) この早見表は水道水のみを使用された場合です。

**使用料・負担金のお支払いは、
便利な口座振替をご利用ください。**

口座振替をご希望の方は下水道課にお問い合わせください。



8 下水道の正しい使い方

下水道ができたからといって、何でも流してよいとは限りません。
下水道は、自然やみなさんの生活環境をよりよくするための公共財産です。
下水道に汚水を流すときには、一人ひとりが十分に注意しないと、
つまりたり、悪臭が出たり、故障の原因となって、施設の寿命を縮めること
になります。

台所のゴミは決して排水管に流さない！

排水口や三角コーナーには水切り網をつけて、
切りくずなどを污水管に流さないようにしましょう。

水洗トイレ、溶けない紙にご用心！

トイレには、ティッシュペーパーや紙おむつなど
水に溶けないものは流さないようにしましょう。



洗剤は適量で！

洗剤の使い過ぎは処理場の機能を低下させます。
洗剤は適量にしましょう。

風呂場や洗面所の排水口は？

普段ついうっかりしているのが風呂場や洗面所の排水口。
髪の毛などが流れ込んでいませんか？

污水ますの点検・清掃しましょう

污水ますにゴミがたまると悪臭がします。
定期的に点検・清掃を行いましょう。

下水道に異物を流さない！

ガソリン、シンナー、オイルなどの危険物
及び土砂やゴミを絶対に流さないようにしましょう。



わたしたちの下水道、大切に使いましょう

9 よくある質問

Q1：公共下水道には絶対に接続しなければならないの？

公共下水道事業は市民の方に衛生的で快適な生活をおくっていただくために行っております。しかし、ご接続いただければ公共下水道はその効果を十分に発揮できません。そのため、下水道法において公共下水道が供用開始された場合は遅滞なく排水設備を設置することが定められています。

Q2：「受益者負担金」の「受益者」とは？

公共下水道が整備されると、その地域は汚水が下水道に取り込まれ、環境が良くなるとともに住みやすくなります。その区域の土地の所有者は下水道の整備により利益を受けることとなります。そういった土地の所有者を受益者と呼びます。

Q3：汚水管は私道に布設できるの？

公道として使用されている土地で、2軒以上公共ますの設置希望がある場合は布設することが可能です。但し、申請や土地所有者の同意等が必要となります。

Q4：使用者が行う「排水設備工事」の費用はどれくらいかかるの？

各家の状況によって工事費は変わります。そのため、各自で指定工事店に見積り等をとっていただく必要があります。

Q5：公共下水道に接続したら必要な経費はどう変わるの？

接続されると、毎月の下水道使用量（12ページ参照）に応じて下水道使用料を納めていただくこととなります。その代わり、現在トイレが汲み取り式になっている家庭では汲み取り費等が、浄化槽を設置している家庭では法定点検等の浄化槽維持管理費が不要となります。

Q6：雨水はどうしたらいいの？

現在、市で整備している公共下水道は『汚水管』です。
雨水につきましては汚水管へは流さず、道路側溝等へ適切に流してください。

詳しいことは下水道課へお尋ねください。

下水道についての
お問い合わせは



亀山市

上下水道部下水道課

〒519-1192 亀山市関町木崎9 1 9 番地 1

TEL 下水道管理グループ 0595-9 7 -0628

下水道工務グループ 0595-9 7 -0627

